2026-10-28　多重債務問題対策推進懇談会

14時00分～15時54分

○金融庁（松村）　それでは、定刻となりましたので「多重債務問題対策推進懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本懇談会の事務局を務めております、金融庁銀行証券監督局総務課貸金業室長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の懇談会は、対面とリモートのハイブリッド方式で開催をしております。

初めに、開催に当たっての留意事項を御説明いたします。

まず、オンライン参加の皆様に対しての留意事項でございます。

カメラは御発言されない間はオフにしていただくとともに、マイクをミュート設定にしていただくようお願いいたします。御発言はカメラをオンにしていただくとともに、ミュートを解除してからお願いいたします。

次に、オンライン参加、対面参加の皆様、共通しての留意事項でございます。

意見交換の際に御発言を希望される場合は、オンライン参加の皆様におかれましてはオンライン会議システムの画面下部の挙手機能にてお知らせください。対面参加の皆様におかれましては、挙手でお知らせください。事務局が確認をしまして状況を座長にお知らせをいたします。

御発言順は山本座長の進行に従っていただきまして、御自身のお名前を名乗っていただいた上で御発言ください。

なお、冒頭の金融庁挨拶後の会議の録音及び撮影は禁止となっております。

それでは、山本座長に以降の進行をお願いいたします。

○山本座長　それでは、開会に当たりまして、まず金融庁より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金融庁（松村）　金融庁でございます。

本日、審議官の端本が若干遅れておりまして、代わりに私が代読させていただきます。

山本座長をはじめ、構成員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

多重債務問題対策推進懇談会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、その深刻化した状況を踏まえ、構成員の皆様から御指導いただきながら各省庁が連携して対応してまいりました。

多重債務に陥っている人の数は平成19年以降、大幅に減少しているところ、これは構成員の皆様をはじめ、関係者の皆様の御尽力の成果であると感謝を申し上げるところでございます。

本日は、関係省庁から多重債務問題の現況、ヤミ金融への対応状況や生活困窮者の自立

支援制度、クレジットカード関連の過剰与信対策の概要について御報告をいただくとともに、構成員の皆様から現場の実情について御説明をいただくものと伺っております。先ほど、多重債務に陥っている人の数は平成19年以降、大幅に減少していると申し上げたところでございますけれども､近年はその数が再び増加傾向に転じているところでございます。多重債務問題はそのときの社会情勢とともに様々な要因が関係することから、継続的に対策を講じていく必要があると考えております。

今後とも、多重債務問題をめぐる状況に対応した取組を進めていただくことができますよう、皆様からの御協力と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げて御挨拶といたします。

○山本座長　ありがとうございました。

○金融庁（松村）　それでは、これより記者以外の方々も含めまして、動画あるいは静止画の撮影、録音は禁止させていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに事務局から構成員の出欠と配付資料について御説明いたします。

構成員の御出欠状況ですけれども、本日は11名の構成員全員の方々から出席の御連絡をいただいております。

次に、本日の資料でございますけれども、構成員の皆様にはあらかじめメールにて送付させていただいております。資料１－１から資料５までの関係省庁説明資料、さらに６名の構成員の皆様からの資料をお送りさせていただいております。もし不具合がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

以上でございます。

○山本座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局から運営要領（案）の御説明をお願いいたします。

○金融庁（松村）　お手元の資料、右上に資料１－３と書いてある資料を御覧いただけますでしょうか。

「多重債務問題対策推進懇談会運営要領（案）」でございます。

こちらは、多重債務対策本部の廃止に伴いまして、この本部の下に設置されていた本懇談会の位置づけを変更させる必要が生じたことから作成したものでございます。本懇談会の実質を変更するものではございません。運営要領（案）の内容につきましては御覧のとおりでございますけれども、若干補足をさせていただきます。

まず１条でございますけれども、懇談会の名称を「多重債務問題対策推進懇談会」としております。

次に２条２項で、情報通信機器を利用して会議を開催することができるということで、引き続きハイブリッド方式にさせていただいているところでございます。

また、５条、本懇談会につきましては公開とさせていただければと思います。

また、６条でございますけれども、議事録は会議の都度作成し、公表するものとさせて

いただければと思います。
　また、７条、懇談会の資料につきましては公表するという扱いとさせていただいております。
　以上でございます。
○山本座長　御説明ありがとうございました。
　委員の皆様方におかれては、このような運営要領方針について御承認いただけますでしょうか。
　よろしいでしょうか。特段、御異議はないと理解しました。
　では、今後はこの運営要領に基づいて運営をしてまいりたいと思います。
　それでは、引き続きまして本日の議事に移らせていただきます。
　この後、まず議事次第の３「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」において関係省庁から御報告をいただきます。
　続いて、議事次第の４「意見交換」において、有馬構成員、内田構成員、小川構成員、髙橋構成員、竹島正構成員、竹島雅俊構成員の順に、御提出をいただいた資料に沿って御報告をいただきたいと思います。
　その後、関係省庁からの報告と、構成員からの御説明に対する質疑応答も含めまして意見交換の時間を設けたいと思います。
　全体で15時45分までの１時間45分を予定しておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
　それでは、これより議事次第３「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について」に入ります。
　資料２「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁、消費者庁、厚生労働省及び法務省からそれぞれ御報告をお願いいたします。
○金融庁（松村）　それでは、まず金融庁でございます。
　資料２の１ページを御覧ください。
　こちらは、「貸金業者からの無担保無保証借入の１人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移」を示しているものでございます。
　折れ線グラフが１人当たりの借入残高、棒グラフが３件以上の借入れがある人数、そのうち括弧書きがあるのが５件以上の借入れがある人数でございます。
　2026年３月末の数値といたしましては、１人当たりの借入残高が59.4万円、３件以上の借入れがある者が155万人、うち５件以上の借入れがある者が15万人となっておりまして、いずれも前年に比べて若干増加をしている状況でございます。
　グラフ全体で推移を見ますと近年は微増傾向にございまして、これらの動向につきましては今後注視が必要であると考えております。
　２ページでございます。
　これは、直近１年間の借入残高及び複数借入れの人数を月別で示したものでございます。

次に３ページを御覧ください。

金融庁で行った貸金業利用者へのアンケートの結果を示してございます。

借入れ目的につきましては生活費の支払い、クレジットカード等の後払い決済の利用代金の支払い、趣味や娯楽、医療費の支払いなど多岐にわたっておりまして、借入れの背景には複合的な要因があるということがうかがわれるところでございます。

○金融庁（菓子野）　４ページから７ページは、財務局及び地方自治体に寄せられた多重債務相談の概況についてお示ししております。

４ページの相談件数を御覧いただきますと、この１年間で財務局に寄せられた相談件数は6,552件から7,104件へ増加しております。

５ページ及び７ページは、財務局及び地方自治体に寄せられた相談について、借金をしたきっかけを整理したものになります。

財務局、地方自治体、ともに収入の減少を理由とする相談が引き続き高い割合を占めております。

続きまして、８ページから９ページまでですけれども、地方自治体の相談窓口と外部専門機関との連携状況についてお示ししております。

都道府県及び市区町村においては、相談内容に応じて弁護士会や依存症対応の医療機関等の外部専門機関との連携が図られている状況がうかがえます。引き続き、相談者の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

以上です。

○消費者庁（稲垣）　消費者庁でございます。

資料２の10ページ、11ページを説明させていただきます。

こちらは、多重債務に関する消費生活相談の概況といたしまして、全国の消費生活センター等に寄せられた多重債務に関する相談の状況をまとめたものとなっております。

資料２の10ページは、多重債務に関する消費生活相談件数の2025年度までの過去10年間の推移をお示ししたものとなっております。

2020年度辺りに若干低下したところは見られますけれども、それ以外の期間ではおおむね２万4,000件程度の相談件数で推移している状況となっております。

続きまして、11ページの概況につきましては先ほどの10ページのグラフの過去３年間分を月別にまとめたものとなっておりまして、こちらを御覧いただきますと、月により多少の変動はありますが、毎月おおむね2,000件程度の相談が寄せられているという状況が続いております。

以上です。

○厚生労働省（丸谷）　厚生労働省でございます。

資料の12ページでございますけれども、「多重債務が原因と見られる自殺者数」というグラフになってございます。

これにつきましては、警察庁が示した要領に従って作成されております警察の自殺統計

原票というものに基づいて集計をした結果ということでございます。

また、2021年から2022年にかけてはこの自殺統計原票の見直しがあり、それまで自殺者1人につき３つまでとされていた原因、動機につきまして、2022年からは自殺者１人につき４つまで計上可能とされたことによりまして、単純な比較は難しいという状況になってございます。

ただ、近年、この多重債務が原因と見られる自殺者数につきましては増加傾向にあるということになってございます。

次に13ページでございます。

これにつきましては、多重債務が原因と見られる自殺者数の年齢階級別、また職業別の自殺者の数ということになってございます。

年齢階級につきましては、50歳から59歳、40歳から49歳、30歳から39歳という順に多くなってございます。

また、職業別につきましては自営業者、またはその他の従事者など、様々な属性の方が多重債務が原因と見られる自殺者数として計上されているところでございます。

14ページも、職業別自殺者数の続きでございます。

説明といたしましては、以上でございます。

○金融庁（松村）　15ページは法務省さんですが、先に16ページの「ヤミ金融への対応」につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに一番上のボックスでございますけれども、「無登録で貸金業を行っている者への対応」についてでございます。

無登録で貸金業を行っている者に対しましては、これまで財務局あるいは都道府県におきまして警告を発出してきたところでございます。掲載しているケースでは、事業者の事務所が海外にありまして、財務局あるいは都道府県からの警告発出になじまないということがありまして、金融庁から直接警告を発出したものでございます。

この警告を発出しました後、１週間で当該事業者のホームページにおきまして日本人向け貸付けを止めるという旨のお知らせが出ておりまして、９月末には日本語のホームページが閉鎖されるといったことで、警告には一定の効果があったと考えてございます。今後とも、財務局及び都道府県、あるいは捜査機関と連携しながら無登録業者に対しまして適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

次に、真ん中２つ目のボックスでございますけれども、「SNS個人間融資に関する悪質な書込みへの対応」についてでございます。

Ｘ、あるいはインスタグラムといったSNSにおきまして、個人間融資をうたって融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対しまして、当庁のアカウントから直接警告を行うとともに運営事業者へ通報する取組を行っております。

実施状況につきましては、これまで累計4,000件近くの数の直接返信を実施しておりまして、そのうちおよそ９割のアカウントが削除、凍結とされるに至っております。今後と

も、積極的に警告等の取組を行ってまいりたいと考えております。

最後に、一番下のボックスでございますけれども、「様々な手口のヤミ金融に関する注意喚起の推進」についてでございます。

これまで様々な手口によるヤミ金が登場してまいりましたけれども、直近では商品券を利用して実質的に金銭の貸付けを行うというものが報道されております。また、先ほども申し上げましたように、SNSを利用した個人間融資などのいわゆるヤミ金融も依然として存在しているところでございます。

これらにつきましては、消費者に対する注意喚起を行っていくことも重要と考えておりまして、下の図にありますように視覚的に訴えるようなデザインでのバナー広告をインターネット上で配信するといった取組を実施しているところでございます。

16ページは以上でございますけれども、15ページにつきましてよろしくお願いいたします。

○法務省（岡村）　失礼いたしました。法務省の岡村でございます。

15ページを御覧いただければと思います。

こちらは、裁判所の司法統計による自然人の自己破産事件の推移を示したものになっております。

直近の件数でございますが、表のとおり令和７年度は８万3,100件ということになっておりまして、前年から6,800件ほど増加しているというのがこちらの新受件数に関する状況となっております。

簡単ではございますが、法務省からの説明は以上となります。

○金融庁（楠本）　金融庁銀行第一課の楠本でございます。

私どもからは、「銀行カードローン」につきまして御説明をさせていただきます。

資料の17ページを御覧いただければと存じます。

こちらのグラフの赤い線が銀行カードローン等の残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移をそれぞれ示したものでございます。

昨年10月の懇談会の際にお示しした資料につきまして、足元のデータを更新してございます。銀行カードローン等につきましては、2017年度末の5.8兆円をピークに貸出残高が減少してきてございましたけれども、コロナ禍を経ましてここ数年は微増傾向となってございます。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

こちらは、カードローン保証を行ってございます貸金業者が代位弁済により取得した求償権の残高の推移を記載したものでございます。

こちらも、2019年度末の3,394億円をピークに減少に転じ、足元はおおむね横ばいで推移してございます。金融庁としましては、引き続きこれらの推移を注視してまいる所存でございます。

銀行カードローンにつきましての御説明は以上でございます。

○消費者庁（稲垣）　消費者庁でございます。
資料の19ページ、「ギャンブル等依存症対策の動向」について説明させていただきます。
左側のグラフにつきましては、全国の消費生活センター等に寄せられました「多重債務」かつ「ギャンブル」に関する相談件数の推移をまとめたものとなっております。
2025年度はお示しのとおり591件となっておりまして、前年度の702件より比較して低下している状況でございます。
また、消費者庁では例年同様、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料を作成し、今年の５月にも消費者庁ウェブサイトや消費者庁の公式Ｘにおいて配信したところでございます。
併せまして、関係省庁と連携いたしまして、全国の自治体ですとか大学生協、病院等にこの資料を配布いたしまして啓発の取組を進めているところでございます。
資料２については以上となります。
○山本座長　ありがとうございました。
続きまして、資料３の「ヤミ金融事犯の検挙状況」について、警察庁から御報告をお願いします。

○金融庁（松村）　警察庁さん、もし今はまだということであれば、一旦先に進ませていただければと思います。
○山本座長
それでは、資料４の「生活困窮者自立支援制度の動向等について」、厚生労働省から先に御報告をお願いできますか。
○厚生労働省（吉原）　厚生労働省生活困窮者自立支援室です。
それでは、生活困窮者自立支援制度について御説明させていただきます。時間も限られておりますので、今般、直近の改正事項を中心に説明させていただきたいと思います。
次のページをお願いします。
当制度については、１層の社会保険制度、労働保険制度と、第３層のいわゆる最後のセーフティーネットと呼ばれる生活保護制度の間をつなぐ第２層のネットというような位置づけでございます。
次のページをお願いします。
こちらは、「生活困窮者とは」ということで、その対象となる方々を幅広に書き表したものになります。左側は既に顕在化しているお困り事、右側は見えにくいものを図式化したものになりまして、下になりますが、税や各種料金の滞納者、多重債務者等についてもこの対象として入ってくるということになります。
次のページをお願いします。
「生活困窮者の定義」ということで枠囲いで囲っておりますが、定義は定義としつつ、支援のポイントとして挙げている中で、いわゆる相談に際して資産・収入に関する具体的

な要件はなく、できるだけ「制度の狭間」に陥らないように幅広く対応していくということが求められているところでございます。

また、特にひきこもりの方などが中心ですけれども、社会とのつながりが薄れて自らサービスにアクセスできない方も多くいらっしゃいますので、そういった人たちに対してはアウトリーチなども行いながら支援につながるようにしていくということも重要であるということでございます。

また、支援に当たっては、既存の制度だけではなくてインフォーマルなサービスを活用しつつ連携していくということが重要でございます。

また、サービスの様々な支援の中では、もう既存の資源がないものもあります。そういった部分については、地域における関係者の皆様の協議を通じて新たな社会資源を開発していただくということも重要になってくるかと思います。

次のページをお願いします。

こちらは先般の国会で成立しました法律ですが、社会福祉法等の一部を改正する法律ということで通ったものの一部になってございます。

その中の③番目でございますが、「頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。」ということで位置づけられたところでございます。

次のページをお願いします。

その中で、今回の生活困窮者自立支援制度に関係する部分だけをピックアップしたものになってございます。

そして、先ほどの「頼れる身寄りがいない者等の相談支援の明確化」、２番でございますが、こちらの支援対象の明確化というところと、３番目の「地域居住支援事業の対象者拡大」ということで、こちらの拡大を図っていく。これは、後でまたポンチ絵で御説明させていただきたいと思います。

また、４番の改正もありますので、こちらも後で御説明したいと思います。

次のページをお願いします。

こちらは、生活困窮者自立支援制度の全体の体系図になります。

大きくは左側の自立相談支援事業ということで、こちらは福祉事務所設置自治体については必ず設置ということで、全国904の自治体で、1,370機関で相談に応じる。それで、その状況に応じて右側の様々な支援を実施していくということになります。

次のページをお願いします。

こちらですが、その最初の入り口となる相談の事業になってございます。

こちらは先ほどの法改正でも出ましたが、右側の中ほどに９年４月から「頼れる身寄りがいないことによる支援ニーズも考慮した相談支援を行うことを明確化」ということで、これまでも決してその相談を受けなかったわけではないですが、そこをさらに明確化したということでございます。

次のページをお願いします。

基本的には福祉事務所設置自治体については今の相談事業は必置ですが、それ以外の部分については都道府県が相談事業を代理で担っているところでございますが、そういった未設置自治体についてもその自治体の市町村で相談を受け付けられるよう、令和９年４月から努力義務化を図ったということでございます。

10ページに飛んでいただきます。

こちらは「居住支援事業」ということでございますが、路上生活、ホームレスの方とか、一定の住居を持たない不安定居住者の方に対して支援をしていくという事業になりますが、こういった方々に対しても令和９年４月から頼れる身寄りがいない生活困窮者等について対象者を拡大するということで改正を図るところでございます。こちらはどういった方が対象になるかと言えば、少しお金はあるけれども、高齢者の方で、身寄りとかなかなかないという人たちに対しても支援を行っていくというような形での改正をするということでございます。

それ以降、様々な当方の支援の概要を載せておりまして、少し飛びます。15ページでございます。

この多重債務者の方に対して重要な要素かと思っているのは、「家計改善支援事業」でございます。

こちらは、「対象者」として、家計の状況が分かっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納を抱えていたりする生活困窮者の方に対して、決して家計に対しての指導を行うわけではないですが、支援を行っていくというものになります。

そして、「支援の概要」の下ですが、本人の状況に応じて対応している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援とか、貸付けのあっせん等も行うということでございます。

そういった中で「期待される効果」の中で３番目ですが、滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活の安定を図るということを目的としてやっているものでございます。

さらに17ページに飛んでいただきまして、先ほどの相談支援というものを中心として様々な解決するためには、様々な施策とつながっていくことが重要と思っています。

その中で左側ですが、多重債務者対策としては消費者生活相談窓口とか法テラス、弁護士会等々、連携していくことが重要かと思っております。

さらに次のページをお願いします。

こちらは生活福祉資金貸付制度ということで、実施主体として都道府県の社会福祉協議会で様々な貸付けを行っているものになります。詳細はまた御覧いただければと思いますが、その中で21ページです。

こちらは、災害があったときに対して特例的な貸付けをしておりまして、この前の熊本県の地震の際にも特例貸付をいたしまして、今般、10月30日に受付を停止する予定となっ

てございます。

それ以降、例えば能登の地震の際、あとは新型コロナウイルス感染症の際も様々な特例貸付をしたということで、そちらの資料になってございます。こちらも、後ほど御参照ください。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○山本座長　ありがとうございました。

警察庁はいかがですか。

○警察庁（髙岩）　警察庁の髙岩でございます。

音声が途切れて申し訳ございませんでした。私からは、「ヤミ金融事犯の検挙状況」などにつきまして資料３に沿って御説明させていただきます。

まず資料の１、「検挙状況の推移」のところでございます。

オレンジと青色の折れ線グラフがございますけれども、青色が無登録・高金利事犯の推移でございます。無登録・高金利事犯とは、貸金業法の無登録営業、出資法の高金利受領等違反のことでございます。ヤミ金融業者の検挙では法人、個人問わず、ヤミ金融業者として検挙しているところでございます。このグラフのとおり、無登録・高金利事犯の検挙事件数は近年減少傾向にございまして、昨年は49事件でございました。

続きまして､オレンジの折れ線でございますが､ヤミ金融関連事犯と記載しております。こちらはヤミ金融業者の犯行を助長する犯罪でございまして、一例を申し上げますと、ヤミ金融業者が利用いたします預貯金口座、それから携帯電話の不正入手、あるいは不正譲渡などの違反のことでございます。こちらにつきましては、昨年は501事件でありまして、昨年と比較しまして68事件減少しているところでございます。

このほか、表に被害人員と被害額も記載させていただいております。この被害人員、被害額につきましては、検挙した事犯における数値でございますので、大規模事犯を検挙した際にはその数値が大きく変動するものとなっております。令和７年を見ますと約102億円と、前年から約58億円増加しておりますが、これは後ほど御説明させていただきますけれども、全国規模で金銭貸付けを行っておりましたクレジットカード利用による商品販売を仮装したヤミ金融業者を検挙したため、被害額が大きく増加したというものでございます。

続きまして、番号２の「主な検挙事例」として２事例ほど御紹介させていただきます。

まず１点目でございますけれども、こちらは山形県警察が検挙いたしました携帯電話のショートメッセージサービスを利用した貸金業法違反等事件でございます。

この事件の特徴は、ヤミ金融業者が不特定多数の者に対してショートメッセージサービスにより融資勧誘メールを送信して、借入れを申し込んできた顧客に対してインターネットバンキングなどにより振込送金する方法で金銭を貸し付けた上で、ヤミ金融業者が管理する借名口座に利息を合わせた返済金を振込送金させて受領するという手口でございました。

令和５年３月から令和６年２月までの間に、約１万3,000人から元利金合計約３億円を受領しているというものでございます。令和７年５月までに、アルバイトの従業員の男ら９名を貸金業法違反などで検挙しております。

２つ目の事例でございます。こちらは、警視庁が検挙いたしましたクレジットカード利用による商品売買を仮装した出資法違反事件でございます。

この事件の特徴は、通信販売業などを営む会社役員の男らがクレジットカードのショッピング枠の現金化と称しまして、インターネットショッピングサイトにおける天然石の販売を仮装しまして、実際には安価な商品をクレジットカード決済で購入させた上で、その商品代金の一部を払い戻すキャッシュバック金名目で顧客に金銭の貸付けを行いまして、返済金をクレジットカード決済代行業者からこの被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金させて受領するという手口でございました。

こちらは、平成29年６月から令和６年６月までの間に約１万7,000人から元利金合計約110億円ほど受領しておりました。令和７年４月までに男性被疑者ら13名と１法人を出資法違反で検挙しているところでございます。

ヤミ金融業者に関しましては今、御紹介いたしましたように様々な手法、方策、対策を講じて警察による検挙を免れようとしている現状にあります。警察といたしましては、関係機関と連携しながら適切に取締りを推進してまいりたいと考えております。

警察庁からは以上でございます。

○山本座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして資料５の「過剰与信対策の概要について（クレジットカード関連）」について、経済産業省から御報告をお願いいたします。

○経済産業省（乃田）　経済産業省の乃田です。よろしくお願いします。

「過剰与信対策の概要について」、説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、２ページです。

クレジットカード取引の現状といたしまして、クレジットカードは多種多様な商品・サービスの決済手段として利用が拡大しており、利用金額は年々増加中です。

左の表を見ていただくと明らかですが、クレジットカード利用金額については、2021年に81兆円だったものが、2025年には135兆円と伸びているところです。

それに対する延滞率ですが、平均延滞率は右の表にあるように、令和２年度に2.65％だったものが令和７年度に3.6％に伸びております。

ただ、ここで注視していただきたいのは、利用金額の伸びに比べて延滞率の伸びは比較的緩やかな増加傾向にあるということです。

より具体的に申し上げますと、左のクレジットカード利用金額の推移の折れ線です。利用金額の前年からの伸び比を折れ線で示してありまして、平均延滞率の前年比は大体左の数字よりも小さい数字になっているということが御覧いただけると思います。要すれば、利用金額に比べて延滞率が緩やかな増加傾向にあるという状況でございます。

次のページは、「クレジット債務に関する相談状況」についてです。

2025年度の一般社団法人日本クレジット協会、JCAと我々は呼んでおりますが、JCA消費者相談室に寄せられたクレジットカードに関する相談件数は3,718件です。そのうち、39件が複数のクレジットカード会社の債務に関する相談ということで、左の図に掲載しています。

この39件の内数が右側の2025年度相談の内訳の円グラフでして、これを御覧いただくと、支払い困難なケースであったり、家族の債務・カード利用について等が続いています。JCAでは、これらの相談者に対して債務整理等に関する専門機関や相談窓口の案内を行っています。

次のページです。

「割賦販売法上における過剰与信防止義務」です。

割販法では、過剰与信防止のためにカード会社に対して支払い可能見込み額の調査を義務づけておりまして、年収等に比して過剰な極度額のクレジットカード発行を禁止しております。この調査の際には、他社が発行するクレジットカードの債務や支払い状況を確認するために、指定信用情報機関の情報を利用することが義務づけられています。

併せて、当省では立入検査等を行うことで過剰与信防止義務の履行状況の確認、必要な行政処分、指導を実施しておりまして、加えて認定割賦販売協会、先ほどのページでも出てきましたJCAでありますが、ここでは実地調査や書面調査を行っています。

５ページです。

さらに啓発活動として紹介いたしますと、日本クレジット協会では中学、高校、大学などで学生や教員にクレジットカードの正しい使い方やキャッシュレス決済の仕組みなどを分かりやすく伝える出前授業とデジタル教材の配布を継続的に実施しています。

また、多重債務を抱える消費者に向けて、専門の相談窓口や支援制度の案内などの取組を実施しています。

私からの説明は以上です。

○山本座長　ありがとうございました。

それでは、これより議事次第４の「意見交換」に移りたいと思います。

最初に御紹介しましたように、６名の構成員の方々から資料を御提供いただいておりますので、まずそれらの委員から御発表をお願いしたいと思いますが、順次私が指名いたしますので、御説明をいただければと思います。

なお、時間の都合上、恐縮ですが、お一人５分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず有馬構成員からお願いいたします。

○有馬構成員　日本貸金業協会の有馬でございます。

それでは、当協会の多重債務問題への取組について御説明いたします。

相談、苦情対応を中心とする多重債務問題の再発防止策と、金融経済教育活動による未然防止策の２つの柱に沿って説明します。

まず、再発防止策についてです。

資料の２ページを御覧ください。

協会に寄せられました相談、苦情及び紛争の受付状況となります。

昨年度、2025年度年間の相談受付件数は１万334件で、前年度に比べ、９％の減少となっています。一般相談では貸金業者からの借入れに関するお問合せに加え、詐欺被害に関する相談のほか、クレジットカードや銀行カードローン、後払いなど、貸金業以外の業態に関する相談も数多く寄せられています。

また、全体件数が減少する中で、ヤミ金融、違法業者に関する相談が増加しています。借入れ後の執拗な取り立てや嫌がらせに関する相談もあり、引き続き注視が必要な状況です。

苦情件数は今年度上半期において前年同期比で14件の増加となっていますが、貸し手側の責任を大きく問うべき深刻な事案は確認されておりません。

３ページを御覧ください。

金融トラブルに関する相談状況となります。

昨年度、年間の全体件数は330件で、今年度上半期は140件と前年同期比で26%減少しています。なりすまし詐欺が一番多く、副業詐欺、投資型詐欺は前年から減少しています。それらの相談者に対しては､状況に応じて適切な相談機関や弁護士を御案内しております。

４ページをお願いします。

「貸付自粛制度」の受付状況となります。

当協会における昨年度の年間登録件数は4,996件で、前年度に比べ、４％の増加となっています。また、今年度上半期は前年度比40%増の約3,200件の登録があり、インターネット検索等による制度認知やウェブ申告の利用拡大が寄与しているものと認識しています。

登録の理由はこれまでの傾向に変化はなく、ギャンブルが一番多く、全体の４割強を占め、次いで遊興費、飲食費、買い物などの過剰消費となっております。これらを合わせますと全体の８割弱を占めており、年代別では20代と30代が全体の６割を占めている状況です。

５ページを御覧ください。

「生活再建支援カウンセリング」の実施状況となります。

これは、多重債務の再発防止のために家計管理が苦手で今後の生活に不安を感じておられる方などに対して、医療的治療とは役割を分け、家計管理や行動、習慣の見直しを通じて生活再建を支援する協会独自の取組です。新規の相談者は減少しており、継続的な支援を必要とする方への伴走が中心となりつつあります。

申込みの理由は過剰消費が過半を占めており、こうしたニーズに対し、協会職員を対象としたカウンセラー養成講座などを実施しながら、担い手の育成と対応力の向上に努めています。

続いて、２つ目の柱である未然防止策について御説明します。

７ページから10ページまでが、協会が実施しております「金融経済教育・啓発活動」の状況となります。

７ページをお願いします。

協会の活動は、出前講座の実施とQ&Aブックの無償配布、そして８ページにありますSNS媒体を活用した啓発動画の配信の３本立てとなっております。

出前講座は高校、大学などに対して本年度上半期に34先、約2,000名が受講しており、後ほど説明します金融リテラシー向上コンソーシアムと並行して活動しています。

ちなみに、無償配布としていますQ&Aブックは近年、学校の先生方にも授業用の教材として御活用いただいております。

また、SNS等を活用した取組については、月ごとに注意喚起を行うテーマを変えながら視聴していただきたい年代に適した媒体を選んで配信しています。

９ページに、各媒体での動画視聴回数を掲載しておりますので、詳細は資料を御参照ください。

11ページ以降は、個人向け大手貸金業者４社と協働して設立した金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況となります。

現在は15会員が参加し、金融トラブルの回避に重点を置いたお金でつまずかない教育活動と金融犯罪の防止に鋭意取り組んでおります。

13ページを御覧ください。

出前講座の受講者数は、昨年度は延べ１万人を超え、今年度は９月までで7,300人に達しており、昨年度を大きく上回るペースで推移しています。

14ページをお願いします。

活動強化が課題となっておりました社会人向けについても、警察学校や一般事業会社などに御協力をいただきながら実績を積み上げています。

15ページをお願いします。

金融犯罪防止に向けた取組です。

上段は詐欺被害に伴う大手貸金業者４社に対する債務者からの相談件数の推移となりますが、今年度の４月から８月までに3,904件、月平均約780件の被害相談が寄せられております。

一方、下段は詐欺やなりすまし、名義貸しなど、不正の疑いがあるとして大手４社が貸付けを謝絶した件数です。2024年４月から26年８月までの謝絶件数は、月平均で約3,700件となっています。

16ページを御覧ください。

詐欺被害の拡大を予防するために、2024年９月よりインターネット専用銀行などと連携し、詐欺被害等で使われた犯罪口座の凍結活動を行っております。

17ページをお願いします。

コンソーシアム活動の開始以降、被害者から取得した口座情報は累計約6,800件で、この

うち約2,500件について協力銀行と情報連携を行いました。通常口座では92件が新たな凍結につながり、また、仮想口座については110件の停止が確認されています。仮想口座に関しては、仮想口座取引先である暗号資産交換業者と一層連携した活動ができるよう進めております。

最後に、18ページを御覧ください。

詐欺被害を防止するために個人向け無担保借入れで総貸出残高の９割を占める大手４社では、借入れの申し込みに当たってこのページに記載されている各種対策を講じています。各社で蓄積されたデータやノウハウを活用し、不審な申込みに対して個別にヒアリングを行ったり、貸付額の減額、さらには謝絶といったきめ細やかな対応を実施しており、今後も効果を検証しながら対策の強化を進めてまいります。

私からの説明は以上となります。

○山本座長　有馬構成員、ありがとうございました。

続きまして、内田構成員、よろしくお願いいたします。

○内田構成員　ありがとうございます。

日本司法書士会連合会の内田と申します。よろしくお願いいたします。

当連合会からは、昨年度に引き続き、債務整理に関する実務上の課題として２点、意見を提出させていただいております。いずれも多重債務者の生活再建と消費者保護に関わる重要な課題であると認識しておりますので、これまでの対応状況と今後の取組について確認をさせていただきたいと思います。

１点目は、「「司法書士による任意整理の統一基準」の尊重について」でございます。

昨年度も問題点として指摘をさせていただきましたけれども、現在も一部の事業者において将来利息の付加を一律求めたり、債務者の収支状況を考慮せずに短期間での返済を求めたりする事例が見受けられます。任意整理は多重債務者の生活再建に重要な役割を果たす手続ですので、こうした対応によって任意整理による解決が困難となることを懸念しております。

そこで、各関係省庁におかれましては、これまでの当連合会の要望についてどのような検討や対応を行われたのか、また業界団体への働きかけを含め、今後どのような取組を予定されているか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目は、債権管理回収業者への対応についてです。

特に消滅時効を援用できる債権について請求や訴訟が行われ、さらには取得した債務名義に基づいて強制執行が行われる事例を問題視しております。

この点に関連して、債権管理回収業者ではございませんけれども、貸金業者が最終返済から28年以上経過した債権について、債務者から消滅時効を主張された後も返済を求め、訴訟を提起した行為について不法行為の成立を認め、損害賠償を命じた判決なども出されています。

この判決は、時効完成を認識しながら行われる不当な債権回収が債務者の権利を侵害し

得ることを示す重要な事例であると考えております。法務省におかれましては、こうした事案について実態調査や規制の検討がどこまで進んでいるのか、また、ガイドラインの整備や行政処分を含む実効性のある対応について今後の方針をお聞かせいただきたいと思います。併せて、債権管理回収業者に関する相談、苦情窓口の明確化とその対応状況の公表についても検討状況を御教示いただければと思います。

これらの課題については具体的に改善につながる取組が進められることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本座長　内田構成員、ありがとうございました。

続きまして、小川構成員、よろしくお願いいたします。

○小川構成員　全国銀行協会の小川と申します。よろしくお願いいたします。

座長、構成員の先生方、また、事務局の関係省庁の皆様には日頃より大変お世話になっておりましてありがとうございます。

私からは、資料８に沿いまして御報告させていただきます。

１ページは目次でございまして、２ページにお進みください。

まず全国銀行は107行ございますけれども、こちらは銀行カードローン残高の推移を示した資料になります。

2026年３月末の残高は３兆7,003億円となっておりまして、2022年以降おおむね横ばいで推移しております。また、業態別の残高の推移につきましてはその下のグラフ、あるいは表で示したとおりということでございます。

続きまして、３ページにお進みください。

こちらは、「カードローン専用相談窓口における相談等受付状況」を示した資料になります。

2025年度は３月末時点で62件の相談を受け付けておりまして、引き続き消費生活相談員などの資格を有する相談員や専門のカウンセラーが返済方法のアドバイス等に対応しております。

図２にございますとおり、多重債務に関係する返済困難の相談は14件ということで、こちらもおおむね横ばいで推移しております。また、その他の件数が半数以上となっておりますけれども、カードローンに直接関係しない相談も含め、専用相談窓口で受電したものを計上しているためということでございます。

４ページにお進みください。

以降が、「多重債務防止啓発に関する取組み」の御紹介になります。

例年同様でございますけれども、毎年５月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」に合わせまして、「お金を借りてギャンブルにのめり込むこと」の防止啓発や貸付自粛制度の周知のため、カードライオンの動画を配信しております。

５ページを御覧ください。

こちらも例年同様、11月の「消費者信用関係団体」による共同キャンペーンに合わせまして、ローン・クレジットを正しく利用していただくための啓発広報として全国の主要都市、鉄道路線におきまして電車内ステッカー広告を実施する予定としております。

６ページにお進みください。

全銀協ウェブサイトに関する御紹介ですが、多重債務に陥らないための注意など、お金に関する幅広いテーマの情報を提供しております。

その一例として、７ページにお進みください。

こちらは､お金を借りる際の心構えなど､役立つ情報を紹介したページでございまして、掲載しております。

８ページにお進みください。

これに加えまして、冒頭のボックスの２つ目の➢にございますけれども、返済のお悩みなどについて無料で相談できるカウンセリングサービスを､東京の｢全国銀行協会相談室｣、大阪の「大阪銀行協会とりひき相談所」などにおきまして実施しているというところでございます。

９ページを御覧ください。

こちらは、金融経済教育活動との関係になります。

私ども全銀協におきましても長年、金融経済教育活動を行ってまいりましたが、2024年８月から金融経済教育推進機構、J-FLECの設立活動開始に伴いまして全銀協の活動を同機構に移管しております。

J-FLECにおきましては、全銀協から移管を受けた各種教材などを通じて金融経済教育の一環として多重債務の防止啓発についても推進いただいているということでございます。私どもは教材の移管や人員の派遣などを通じましてJ-FLECの運営、活動に協力しておりますけれども、今後も引き続きそういった活動を継続するとともに、全銀協の会員銀行における金融経済教育活動を支援してまいりたいと考えております。

その一例ですが、図８にお示ししておりますのが、もともと私どもの教材だったのですけれども、今はJ-FLECの教材になっておりますシリーズ教材『お金のキホン』でございまして、高校生以上を対象としておりますけれども、テーマの一つとして「多重債務と消費者被害」を取り上げております。多重債務に陥るメカニズム等を学ぶという教材になっております。

10ページを御覧ください。

こちらは同じく多重債務をテーマにした教材ですけれども、ドラマ仕立ての動画、数分のものですが、こちらを提供しておりまして、分かりやすく解説しているというものでございます。

最後に、11ページ目以降は「成年年齢引下げに関する取組み」でございますけれども、本日の説明は割愛させていただきます。

全銀協では、引き続き様々な活動を通じまして多重債務の防止に努めてまいりたいと考

えております。
　私からの説明は以上でございます。
○山本座長　小川構成員、ありがとうございました。
　それでは、続きまして髙橋構成員、よろしくお願いいたします。
○髙橋構成員　弁護士の髙橋です。よろしくお願いいたします。
　私からは、資料９に基づいて御説明さしあげたいと思います。
　まず２ページ目を御覧ください。
　先ほど事務局から御説明がありましたように、改正貸金業法完全施行を受けて多重債務の問題は一定の解決の方向に向かっていったと認識しています。
　ただ、先ほども御報告がありましたように、自殺者数全体が減少するという傾向の中で、経済生活問題の中の多重債務が原因となっていると言われる自殺者数が近時増加傾向を示しているというところは注視しなければならないと考えています。
　３ページ目を御覧ください。
　これも先ほど御説明が法務省からありましたけれども、自己破産件数が順次減少していて、2015年に至っては６万3,856人まで減少していたのですが、近時増加傾向が続いていまして、最近の数字を見ていても増加傾向が止まっている見込みはないということもありますし、同じように個人再生事件についても増加傾向が見られるということで、この点は注視しないといけないと思っています。
　増加の要因は様々あろうかと思うので１つに絞ることはできませんが、私が多重債務の問題を取り扱っている中の肌感覚としても、収入が増加しない中で物価が上がって生活に苦しんでいるという方はやはり主なゾーンとしているのではないかと思っていますし、後ほどお話しするギャンブルの問題についても看過できない状況と認識しています。
　さらに後で述べますけれども、本来ならば破産で解決すべきと思われるところを、弁護士等に依頼し任意整理ということで一時期支払い自体を減額はしていますが、それ自体が無理な整理になっているというようなことで、そういった方が今後実際に払えないという状態になればさらに顕在化してくる可能性もあると認識しています。
　次に４ページ目を御覧ください。
　これは改善プログラムの内容なので御確認いただければいいと思いますけれども、一定の成果を上げてきたプログラムではありますが、先ほど申し上げたように多重債務の問題がさらに再燃しかねない状況になっているということからすれば、きちんと体制整備をしなくてはいけないと考えています。
　５ページ目を御覧ください。
　そこで１つ問題として出ているのはお恥ずかしい話で、同業者である専門家の弁護士なり司法書士が、本来ならばきっちりと適切に対処して多重債務の問題を解決すべきにもかかわらず、実際に御本人と面談せずに十分生活状況を聴取しないまま、いわゆる任意整理、分割で払っていく任意整理に誘導して収益を上げているのではないかと思われる事案が発

生しています。

具体的な特徴としては、直接面談をしないでインターネット、もしくは電話、LINEなどでやり取りするといったことで事情聴取をして受任するというような傾向があります。それ以外にも本来ならば破産、個人再生、任意整理と、幾つかのメニューを検討した上で御本人に助言すべきところを、それを十分説明せず任意整理に誘導しているというような形が見られます。報酬についても説明が十分なされているかは疑問であったり、報酬金額も一般的には高いと言われるところがあると思います。

６ページ目を御覧ください。

この問題について、日弁連としても広告について順次規制をしており、「国が認めた借金減額制度」という文言についての広告などは禁止するというような対応をしたりとか、文言についていろいろ規制をかけたりしてはいますけれども、まだこの広告の問題が十分解決できないという現状があります。

債務整理について受任にあたって本人と面談をすべき義務というものを定めた規定について５年間の延長をして引き続き同じ仕組みでやっていくことを弁護士に求めているということになっています。

さらに、末尾に資料４としてつけさせていただいていますけれども、同じ弁護士としてかかるこの問題は看過できないということで、日弁連で11月10日に全国一斉債務整理事件処理トラブル110番を実施します。弁護士会は全国で52ありますが、そのうち47弁護士会が参加して一斉に110番をするという形になっています。

次に、７ページ目を御覧ください。

各地の相談体制が充実しないと、先ほど申し上げたような不適切な債務整理に誘導されてしまうという危機意識があります。その点で、多重債務問題改善プログラムが設定されたときは国、自治体を挙げて多重債務の問題というものを前面に出して救済活動をしていたということで、組織として取り組むことが明確であったと思っていますけれども、やはり問題が改善傾向に向かう中で、組織全体の取組としてはやや不十分な部分が弁護士会を含めて出てきているのではないかと思っています。

ですので、やはり借金の問題を抱えている人がどこに相談すればいいかということについてよりクリアな形で、最も身近な自治体とかに御相談いただくようなことを周知し、さらには先ほど厚労省から御説明がありました生活困窮者自立支援の相談窓口も多重債務の問題を取り扱っているのだということも周知していただいて、十分地元で相談を受けられる体制を整えていくことが大事かと思っています。

８ページ目を御覧ください。

話題が変わってギャンブルの話なのですけれども、御存じのとおり、ギャンブルについて今、場外馬券を買いに行ったりするというよりも、皆さんがインターネットを使ってギャンブルするというのがほぼ原則になってきているという実態がございます。

インターネットギャンブルですと、いつでもどこでもどのような形での支払いであって

も使うことができるということで、相談現場としても多くのインターネットを使ったギャンブルが多重債務者の中に見られる傾向があります。インターネットによるギャンブルの場合は周りからなかなか発見しにくいという特徴もありまして、そういった意味ではこの問題について何らかの手だてを講じていくことは非常に重要かと考えています。

９ページ目を御覧ください。

現状、様々な啓発活動をしていただいて、それはそれで重要かと認識しています。

ただ、実際問題として、啓発というよりも御本人がなかなかギャンブルに依存する病に陥っているということを認識しない中で、仕組みとしてギャンブルをし過ぎにならないようにする工夫が必要かと考えています。アクセス制限や上限額設定という制度はありますけれども、その実態が必ずしも十分な対策になっているかという検証が必要かと思っています。

10ページ目を御覧ください。

細かい字になって恐縮ですけれども、実際問題として例えばJRAを挙げさせていただきましたが、インターネット投票会員数が出ている報告を見ると719万1,583人いる中で、実際に購入限度額を設定するとしている件数は直近の数字でも５万9,000件余りになっていまして、総数の１％未満が設定しているにすぎません。本来であれば、ギャンブルは自分でこれだけ賭けるよということをあらかじめ設定して行っていくのがあるべき姿ではないかと考えていますけれども、そういった意味においてはデフォルトで上限額を設定するということを仕組みとして取り入れるというような工夫も必要なのではないかと考えています。

あとは、ギャンブル依存症自体は否認の病と言われて御本人が自覚していないということがありまして、それで家族の方が申告しようとしても診断書を求められたりしてなかなか対策が進まないという実態がありますので、この辺ももう少し緩和した運用ができないかということを検討すべきかと考えています。

すみません。11ページまで御説明してしまいました。

12ページを御覧ください。

先ほど内田構成員からもお話があった時効債権の問題です。

従前からこの問題はありまして､それが近時も続いているという問題かと思っています。貸金業者やサービサーなどが消滅時効期間の経過した債権、時効債権というものについて債務者側は時効であることを知っていれば援用して債務を免れたいと考えるのが通常です。けれども、そういった状況を知りながらそのことを知らせずに一部でもお金を払わせて時効の援用をできなくするような回収を取っているような業者も散見されます。

これは、ここに書いている最高裁の判例を逆手に取って請求しているのではないかと考えています。次の13ページを御覧ください。

現状の法規制としては、貸金業については、特に偽りその他不正、または著しく不当な行為をしてはならないという一般的な規制はありますけれども、時効そのものについて言

及したものはありません。
14ページを御覧ください。
サービサーについても法規制として直接なものはありませんが、ガイドライン上ここに書いているように債権の回収に当たって時効も含めて正当な抗弁についてこれが存在せず、または行使できないような言辞を弄することという規制があるのみになっています。
この問題については、15ページを御覧ください。
私見としては、実態をきちんと把握してどのような被害があるかということを確認いただくということが第一になるかと思っています。
さらに、ガイドラインについても貸金業のガイドラインに手当がないということもありますので、最低限でもサービサーのガイドラインと同様の規定を設けるべきではないかと考えていますし、さらに調査の結果、必要であればさらなる法規制を含めて検討すべきかと考えています。
長々となりましたけれども、私からの報告は以上です。
○山本座長　髙橋構成員、ありがとうございました。
続きまして、竹島正構成員、よろしくお願いいたします。
○竹島（正）構成員　よろしくお願いいたします。竹島でございます。
私は２点挙げさせていただきたいと思っていますけれども、主たる方向としては多重債務になる人、本人のもつ特性についてもう少し検討していくことが大事なのではないかという論点でございます。
まず１つ目は「多重債務になるハイリスク群を特定し、予防策を講じることについて」として挙げさせていただきましたけれども、貸金業者から複数件の借入残高がある人数は増加傾向にあり、どちらかと言ったら下げ止まりをしていると読んでもいいのではないだろうかと思います。
それから、その人数から比べますと、各種相談機関を利用している人の割合は決して高くはない。これはすなわち相談機関がさらに努力をすべきだという意味ではなしに、やはり基本的にアクセスしづらい人たちがたくさんいるのではないかと考えるほうが自然ではないだろうかと考えます。
これまで私は会議の中で、多重債務のハイリスク群を特定して予防策を講じることを提案してまいりましたけれども、そのアプローチといたしまして、複数件の借入残高がある人を対象に、精神保健の領域で使う言葉でありますけれども、生物－心理－社会的モデルに基づいてこの人たちの特性を把握していくということができないだろうかと考えました。
この生物－心理－社会ですが、生物的要因というのは例えば知的能力、精神疾患などでありますし、心理的要因については幼少時の逆境とか、課題に対処するための課題解決のスキルといったことになります。
また、社会的要因につきましては、死別や離別とか、差別の問題とか、あるいは不安定な住居に暮らしているとか、孤立して安全でない環境にいる、あるいは地域とのつながり

などが薄いといったことが考えられます。こういったことがリスクとして作用し、結果として適切な対処がしづらいということが起こっているのではないだろうかということが考えられます。

これにつきましては、恐らく生活困窮者支援制度の利用者の特性などともやや重なるところがあると思いますので、そこでの調査等がありましたら参考になるかもしれませんということが１点目でございます。

２点目でございますけれども、「多重債務が原因とみられる自殺事例の分析について」でございます。

近年、自殺は減少にあると言われておりますけれども、私はこれには疑問を持っております。今の自殺者数の減少は警察統計に基づく分析でございまして、これは警察による事件性の有無の捜査の産物でありまして、自殺の調査とは異なる点があります。ですから、これを基にして減少しているとは言い切れないのではないかと私は考えております。

といいますのは、人口動態統計においては不詳の外因死が増加しているという現象があり、以前は自殺と報告されていたものが不詳の外因死として報告されるようになってきたのではないかということが疑問として残るところであります。これについてはやはりきちんと科学的な研究をすべきではないかというのが私の立場、視点でございます。

さて、多重債務が原因と見られる自殺者数は増加傾向にありまして、年間の自殺者総数の５％であります。自殺対策の基本は、追い込まれた末の死という視点がございますので、この多重債務が一つの追い込むような要因として考えられるところはあるわけでございます。しかし、具体的な対策を講じるには警察統計だけでは難しいのではないか。自殺の原因や背景、自殺に至る経緯、それから自殺直前の心理状態等を多角的に把握して、自殺予防のための介入ポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査は不可欠と考えております。

厚生労働省は、心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査の実施について検討しているのかお聞きしたいと思います。自殺総合対策大綱の見直し時期が近づいておりますけれども、大綱に心理学的剖検の手法を用いた調査を実施し、その成果を多重債務が原因と見られる自殺の予防にも活用していくことを考えられているか、ぜひお聞きしたいと思います。

ちなみに、私は2006年から2015年の３月まで、国立精神・神経医療研究センターにありました自殺予防総合対策センターのセンター長をしておりましたけれども、この調査につきましてはそのセンターが改組された後に調査が中断されております。これは大変残念なことだと思っておりまして、現在科研費研究を基にしまして、子供・若者自身も対応した心理学的剖検調査を開発し、現在フィージビリティースタディーを終了したところであります。

ぜひこういった研究成果も活用していただきながら、多重債務につきましてももう一度事例ベースに戻ってしっかり調査をすべきではないかということを提案させていただきた

いと思います。そういったことを今日は発言させていただきました。
以上でございます。
○山本座長　竹島正構成員、ありがとうございました。
続きまして、竹島雅俊構成員、よろしくお願いいたします。
○竹島（雅）構成員　グリーンコープの竹島です。よろしくお願いいたします。
「多重債務問題及び消費者向け金融などに関する報告」ということで、まず「一、グリーンコープ生協の「生活再生事業」について」というところで、2006年より生活再生相談と生活再生貸付、それと金銭教育事業、消費生活支援事業、この４つの事業を一体的に行う「生活再生相談室」を開設して、それが今の生活再生支援の基盤となって、現状、事業が広がってきているということになっております。
生活再生のための相談と貸付けに一体的に取り組んできていて、現在９県で生活再生の貸付事業に取り組んでいます。事業開始から約20年経過した昨年度末までの累計で言うと、電話相談が５万4,000件、面談件数が３万3,000件、貸付けが4,300件、累計で金額ベースでいうと21億円となっております。
次が「二、2025年度実績」になります。
電話件数は1,173件で前年比96％、面談件数が731件で前年比94％でした。昨今の物価高騰などが続く中で、既存の福祉制度だけでは日々の資金繰りが追いつかず、出口が見えずに不安を抱えている方とか、そういったことで精神的に追い詰められている方など、多く見受けられる様子になっています。
また、福祉制度は不正受給の防止や公平性を保つために厳格な調査などを行うためですけれども、支給までに時間を要するケースが少なくない。そのようなこともあって、目の前の支払いや生活費の不足に対して即効性のある解決策が見つかりにくいのが現状ではないかと考えております。
２ページ目の（２）と（４）のところは、相談者の年齢層等を載せております。
２番の「生活再生相談・貸付」のところですけれども、（２）番の「多重債務の主な要因」としては特に「貯蓄無」という方が多くなっている。
（３）の１）ですけれども、一番多い貸付用途は「短期の生活つなぎ資金」とか、貸付金額はおおむね10万円前後に集中している。
２）番の、次いで「住居関連」とか「医療・治療費関連」「車両費」等が主な用途となっていて、家賃滞納とか退去命令に至っている案件はホームレス化等に波及する可能性も考えられるのではないかということで、３ページになりますけれども、住まいを確保することはとても重要と考えています。
（４）番は「年齢構成について」ですが、中年層、40歳から50歳代の貸付けが相対的に多い傾向になっていて、生活費とか医療負担など複合的な用途に集中している。また、若年層は主に短期つなぎや訓練・資格関連などの用途、高齢層は医療・生活維持の用途が中心となっている。

現状の課題と効果についてというところで言えば、１）番の生活再生事業につながって貸付けでは解決できない場合もある。貸付けをした場合も、しなかった場合も、生活が再生できる状態になるまで生活再生相談支援を継続する必要がある。

貯蓄不足と収入の減少・非正規雇用の増加が多重債務者の増加を助長しているのではないか。

４）番ですけれども、相談者の多くは今お伝えしたように、貯蓄不足に加えて非正規雇用で収入減少を抱えて、社協や一般金融機関の貸付要件を満たさない層が多い。これら既存制度の狭間にある困窮者を対面､伴走型の生活再生支援で受け止める窓口となっている。

社会的リスクの高い事案も散見され、早期介入と即時的に対応できる支援の組合せが不可欠だと考えております。

また、災害など非常時には急激な環境変化による生活破綻のリスクが高まってきて、公的制度の申請手続期間中をつなぐ緊急貸付と、そういった様々なことを一体的に行うことで地域の安全網として機能している。

「三、生活再生相談・貸付の調査、制度化の必要性について」ですが、単なる資金供給の手段ではなく、既存の公的福祉や民間金融の要件によって、制度の狭間に置き去りにされた高リスク者を救い上げる最後にして不可欠な安全網と考えていて、実際に貸付けを受けた世帯の約60％は世帯年収が300万円以下ということで、手元資金が枯渇していたり、多重債務が複合化して困窮の最前線に位置している。

こうした方々が生活再生していけるように､既存の公的制度では届かない｢長期の対面・伴走型支援」にこれまで取り組んできました。このようなことに取り組んだことは、既存制度を補完する独自かつ重要な社会的価値を持っていると思っております。

最後に４ページになりますけれども、平時における困窮者支援にとどまらず、災害発生時に公的給付が届くまでの空白期間において、被災困窮世帯への緊急避難策としての機能も果たしていて、既存の金融と福祉の谷間に落ち込んだ人々が再び社会の中で立ち上がれるように伴走しながら､欠かすことのできない｢社会インフラ」と評価いただいています。

国におかれましては、制度の狭間に存在する深刻なニーズについての全国的な実態調査とセーフティーネット貸付の制度化及び持続可能な財政支援の必要性について御検討いただきたいと考えております。

参考資料として、セーフティーネット貸付の実態調査関係の報告と、参考資料２としてグリーンコープ生活再生支援事業の2025年度の「事業活動と地域づくりの取り組み報告」を載せておりますので御参照いただければと思います。

以上になります。

○山本座長　竹島雅俊構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告を踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと思いますが、まずはこれまで御発言いただいていない構成員からもし御意見があれば御発言をお願いしたいと思います。

恐縮ですけれども、時間が押しております関係で、お一人３分程度でお願いできればと思います。

まず、重川構成員、何かございますでしょうか。

○重川構成員　よろしくお願いいたします。重川でございます。

資料の御説明、ありがとうございます。相談に関する質問と、お願いを１点させていただければと思っております。

冒頭で御説明いただいた複数件数債務のある方、また債務残高も貸金業法改正前に比べると低いとはいえ、じわじわと増加をしつつある状況です。家計を取り巻く環境としても、住宅ローン金利の上昇や中小企業の倒産件数の増加など、厳しい状況が広がる傾向も見られます。問題の状況を拡大しないためには、相談が有効であると考えています。これまでの構成員の皆様の方からも御意見があったかと思います。

キャッシュレス取引が進む中で過剰与信防止義務の確認などの対策が行われているということなのですけれども、借入れを利用できないような場合に却下に伴って相談の案内などが行われているのか、できればお伺いしたいと思っております。

また、これまで関係省庁のほか、御参加の構成員の皆様の各組織においても多重債務の相談体制の充実を図ってきたことは承知しております。今回、資料に示されている相談件数以外でも、生活困窮者支援の中の家計改善相談支援のケースも増加しているとは承知していますが、冒頭説明の借入れの件数に比べますと相談の人数が少ないように思われます。以前にグリーンコープさんの行っているセーフティーネット貸付を行う相談事業を行っているところの方から、家計相談だけの利用はかなり少ないとも伺っています。貸してくれるかもしれないことが相談の誘導になっており、相談の誘導は簡単ではないと思うのですけれども、借金のことで困った場合にこれまで以上に信頼できる相談への誘導に向けた何かしらの対策が行われているのか、お伺いできればと思っております。

もう一点、以前に申し上げた内容とも重なりますが、お願いです。

日本学生支援機構によって入学時の特別の奨学金制度が設けられていますけれども、これは入学した後に支給されることになっているのではないかと思います。セーフティーネット貸付の相談に、奨学金が支給されるまでの一時的な借入れ相談があると伺っております。経済基盤が弱くて銀行などから借入れが難しい場合にも、こういうところに相談に来ると相談に乗っていただけるわけですけれども、こういうところを知らないとやむを得ず高利な借入れに向かってしまうかもしれません。件数として多いものではないかもしれないのですが、特別奨学金を予約している証明書のようなものを提示することで入学後に納付を可能にするようなことを教育機関に対して推奨するなど、つなぎ的な借入れの必要がないような方策を御検討いただければと思っております。

以上です。

○山本座長　重川構成員、ありがとうございました。

それでは、続いて杉浦構成員、何かありましたら。

○杉浦構成員　よろしくお願いします。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

各省庁の現状の説明と、構成員の皆様方からの御意見、御報告でも分かりますように、減少し低いレベルで停滞してきた多重債務関連の数字がここ数年やや上昇傾向が見られるのは懸念すべきことかと考えています。

恐らく、現在の経済情勢や働き方の変化、さらに言うと人々のお金の使い方などの変化などもあり、生活困窮を感じる人は多くなってきていると思っています。多重債務者に関連する統計の変化も、そのような変化を背景にしていると考えられます。

そんな中、債務者救済支援の制度等は、御紹介いただいたように大分充実化してきて効果を出してきていると評価していますが、これまでこの懇談会の中で幾度か私も主張してきましたけれども、現在のこのような流れを早い段階で消していくというか、解決していくということを考えるには、やはり新たな産業の育成と、それによる顧客の雇用の安定や、様々な形で人々が収入を得られて豊かな生活が送れる仕組みをつくれるかが一つの重要なポイント、理想であって、現段階の政策でも金融産業面に関して成長資金をどこから引っ張ってくるかという観点を踏まえた形で、金融審議会などでも成長資金ワーキングが開かれて、私も専門委員としてそこに参加させていただいております。

この中で、この懇談会でも本丸部分に当たる法である貸金業法の柔構造化も議論されています。この議論に関しては、現段階では特に大規模資金ニーズに関して中心に議論されており、基本は事業性資金向けの資金の供給をどうするかということでは一つのターゲットになってきているので、この懇談会で議論する多重債務者とは一見関係ないように見えます。しかし、今後の議論の展開においては恐らく多重債務問題に御関心のある方々からは、いやいや場合によっては起業されている方や中小企業の状況では、そもそも個人と事業者との差があまりない中、そのような層にも事業性ということで、貸金が行われていくのではないかというようなことを御懸念されている方や、そういった御意見もあるかと思っています。

現段階では、金融庁が明確に貸金業法をどのようにしていくかは発表されているわけではございませんけれども、委員の中でも前回の貸金業法改正時の状況や議論をある程度把握した形で限度を含む議論といったものが出されていて、具体的な紹介は差し控えますが、多重債務問題を十二分に意識した議論が行われていることを御報告さしあげたいと思います。

私は別に金融庁に頼まれてこういった発言をしているわけではございませんけれども、本懇談会の座長でもある山本座長はこのワーキングの座長でもおられますし、僭越ながら雰囲気だけでもお伝えできればと思いまして、このような御紹介をさせていただきました。

ありがとうございました。

○山本座長　杉浦構成員、ありがとうございました。私の分まで御発言いただいたかと思います。

それでは、引き続きまして坪田構成員、何かございましたらお願いいたします。
○坪田構成員　ありがとうございます。全国消費生活相談員協会の坪田と申します。
私どもは消費生活センターに勤務している相談員で構成している団体でございますので、実際に相談者からのお話を伺う中で今、御説明いただいたことに関しまして少し意見を述べさせていただきます。
消費者庁様と金融庁様等から御説明がありました統計のとおりでございまして、実際に肌感覚でもやはり物価の高騰ということもあるのでしょうけれども、多重債務の相談が増えてきている。多重債務までいかなくても、お金がない、お金が欲しい、お金に困っているという相談が入ってきていることは感じております。
その中で、やはり消費生活センターでございますので、お金がない、お金が欲しいと思ったときに、皆さんそこでしっかりとした相談をしていただければ家計管理などもできると思うのですが､ネットで検索をしていわゆる副業に手を出すとか､それからもうかる話、投資のような話に手を出してしまう。あとは、支援をしますというような非常にすばらしい人がいるがごとくの書き込みがありまして、これはいわゆるロマンス詐欺とは違うのですけれども、かなり信頼関係をネット上でつくった上で始まるわけなのですが、そういったところでだまされて、さらにまたお金を支出してしまうというようなことも実際に起きております。ですから、やはり多重債務なり、債務のことで困ったときには本当に早く相談をしていただくことが一番だと常々感じております。
また、相談をするときに今も出ましたけれども、どうしてもネット検索をして問題のある弁護士のところに相談に行ってしまったりとか、あとはオーバーローンを組まされるとか、そういったようなこともありまして、その後、解決ができなくてお金だけ払ったけれども、さらに損をしてしまった。お金がなくなってしまったということで相談もきております。
特に若者の場合は金額的にはそれほど多くはない状況ではありますけれども、そもそもの貯蓄もないですし、収入もないですので、すぐに多重債務に陥ってしまうという状況があります。
それから、いわゆる現役世代ですけれども、ひとり親のような方たちがかなり生活に困ってしまって少額を借りているうちに副業に手を出してしまうというような相談が寄せられています。それから、高齢者の場合は非常に深刻な状況になっていることも感じております。
以上から、やはり消費生活センターにまずは相談いただきたい。消費生活センターだけが多重債務問題の専門の窓口ではありませんので、ほかの窓口に正しく行っていただければ、それはそれでいいのですけれども、各市町村にもございますので、それをしていただければ私どもも適切な連携を取っていけると思っております。
そういうことで､さらに188をどのように周知していくかということと､消費生活センターでどんな相談でも、こんな相談ならば受けられますということもしっかりと伝えていく

ことが必要かと思っております。

それから、一昔前のいわゆる多重債務者の社会問題、ヤミ金融横行という時代からかなり過ぎておりまして、今の世代にはその印象が薄れています。それで、借金をするときもネット上で簡単に借りられてしまう。悪質な事業者の場合ですと、借金をリモートでさせてしまうということもありまして、かなり手軽に借金ができてしまうところがあって、借金をすることに対する意識が低くなっている。借金をすること自体がいけないことではないのですが、借金をしたら返す、返済がどういうことであるかという重みを知らないということを痛切に感じております。

一昔前、私が小学校に出前講座に行ってお話しをすると、小学生もヤミ金という言葉を知っていて驚いたことがあります。

ただし、現在の若い方たちは、ヤミ金融は影ではありますけれども、一般的な消費者金融というのはとても今、かつてから思うと日の当たるところにいるような状況にありますので、その辺の抵抗感もなく借金をして契約をすれば、投資をすれば、すぐに元が取れるということを簡単に信じてしまうのではないかということも感じております。

以上、借金のお話を伺った中で消費生活相談にいらっしゃる相談者の方々の状況としてお話し申し上げました。

以上です。

○山本座長　坪田構成員、ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、浜田構成員、よろしくお願いいたします。

○浜田構成員　ありがとうございます。

経済アナウンサーの浜田でございます。先ほどより、詳しい活動状況を御説明いただきましてありがとうございます。

私からは、金融リテラシーに加えてICTリテラシーの重要性について、また昨今、被害の増加が目立っております特殊詐欺被害について御報告、発言させていただきます。

まず１つ目のICTリテラシーの重要性について申し上げさせていただきます。

このICTリテラシー、情報通信技術を活用、評価する能力について、この不足が現在の多重債務問題に影響が及んでいる点についてなのですが、昨今スマートフォンの普及やデジタル決済の進化に伴いまして、ICTリテラシーの不足がオンライン上で気づかないうちに多額の借金を背負ってしまう要因の一つとなってきております。

今はスマートフォンの普及によりまして、心理的なハードルが極めて低い状態で決済や借入れができるようになりました。これらを適切に管理するICTリテラシーが低いと、多重債務のリスクが高まっているということが現状なのですが、例えばスマホ決済やオンラインショッピングのワンタップ購入によりまして、お金を支払っているという感覚が薄れてきている。また、オンラインの即日融資アプリなどを使って短時間に複数社へ同時申込みを行うなど、デジタル上の仕組みを理解せず利用してしまって返済能力を超える借入れを行ってしまうというケースが見られます。

また、SNSなどで誰でも簡単に稼げるという広告をうのみにして、多額な契約を結ばされる。その際、先ほどからのお話もありました副業投資詐欺の中でも、業者から遠隔操作アプリの導入を指示されまして、指示どおりに複数の消費者金融アプリから借り入れさせられる手口が特に若年齢層を中心に増えているというような事例も見受けられます。

現代における多重債務対策は単なるお金の知識、金融リテラシーだけでは不十分になってきておりまして、スマホやネットの仕組みを正しく理解して、不審な情報を見極めてデジタル上の決済状況をコントロールするというICTのリテラシーを金融リテラシーと合わせて身につけることが債務リスクやトラブルを防ぐ上で重要になってきているのではと考えます。

また、ICTリテラシーに関連しまして昨今、相次ぐ事業者への不正アクセス及び個人情報漏えい事案が深刻な状態となっておりまして、現在警察庁、警視庁、また金融庁、消費者庁におかれまして、さらには政府におかれましてもサイバーセキュリティーに関する関係閣僚会議を開催され、来週をめどに緊急対策を策定する予定ということで総力を挙げて取り組んでおられます。

事業者への不正アクセス及び個人情報漏えい事案と、特殊詐欺や違法金融被害との関連性についてなのですけれども、やはり現在漏えいした個人情報は単なるプライバシーの問題にとどまらず、特殊詐欺グループや悪質業者にとって極めて精度の高いアプローチ名簿として即座に悪用される可能性も考えられます。

例えば、犯罪集団は属性といって家族構成ですとか資産状況などといった状況をくっつけていろいろな犯罪に及んでいるケースが多くありまして、今すぐではなくても今回の属性が出てきていることで数年後に被害が出てくる。さらには、特殊詐欺被害の増加の可能性も十分に考えられるということです。また、詐欺的な勧誘といった二次被害も今後拡大するなど、情報流出後の悪用の可能性も考えられます。

これは一つの事業者や行政機関、業界団体の単体での対策では巧妙化する手口や業界横断的な被害の広がりをカバーし切れなくなってきているのではないでしょうか。二次被害、二次詐欺被害へ直結する時代を迎えているということも考えられます。

そういうことで、個人情報漏えいが詐欺被害に与える深刻な影響として考えられる状況としては、自分の情報を既にどこかで漏えいしているかもしれないという前提をもって、怪しいと一歩立ち止まれるリテラシーこそが最大の防衛になるのではないでしょうか。関係行政、事業者におかれまして取組をお考えいただく中では、まず漏えい発生時の二次被害防止プロトコルの義務づけや標準化、業界横断的な啓発、またセーフティーネット相談窓口への早期誘導などをより徹底していただいて、漏えいしたデータが犯罪インフラ化している現状を重く受け止めて、情報の保護だけではなく流出後の被害防衛、悪用遮断に踏み込んだ対策をさらに進めていただけるようお願いしたいところでございます。

そして、先ほど髙橋構成員からもお話がありましたけれども、インターネットギャンブルは啓発だけでは不十分ということで、私はギャンブル等依存症対策推進関係者会議でも

申し上げたのですが、インターネットを通じて簡単にオンラインくじの利用できる実態の背景から、若年齢層の利用を初期段階から食い止めていただくことの重要性を考える対策の一つとして、オンラインカジノへのアクセスを抑止するサイトブロッキングについて重要性を申し上げました。今、総務省でブロッキングに係る有識者会議を行っていらっしゃいまして、報告書の取りまとめを行っておられると思いますが、アクセス抑止先の一つであるブロッキングについては今後も政府全体で引き続き丁寧な検討、検証を行っていただきたいと思います。

最後に、恐れ入ります。昨今、被害の増加が目立ってきております特殊詐欺についてなのですが、警察官や国家機関を装って不安をあおる偽警察詐欺の被害が全国及び首都圏で急増しています。若い世代から高齢者まで幅広い年齢層で被害が確認されております。今月10月２日に警察庁が公表されました令和８年８月末における特殊詐欺の認知、検挙状況を見ましても、偽警察詐欺の被害額は728億6,000万円となって、前年同期に比べて27％増加をしているということなのです。１件当たりの被害額は、認知件数の6,346件で割るとおよそ1,148万円ということで高額になってきております。

実は、20代から30代の被害が最も多いということで、また、偽警官は生成AIを使ったと思われる手口も出ているということです。警察によりますと、SNSを悪用した投資詐欺というものは、投資に関する広告にアクセスするとすぐにLINEグループに招待されて投資話を持ちかけられる手口が多くなってきているということですので、これらからも引き続き注意喚起を行っていただければと思っております。

長くなりました。私からは以上です。ありがとうございました。

○山本座長　浜田構成員、ありがとうございました。

これで一通り、各構成員から御意見を頂戴できたかと思います。予定された時間が迫っていまして恐縮ですが、若干の時間の延長の可能性をお許しいただくということにして、各構成員からさらなる補充的な御発言があればお願いしたいと思いますし、また、構成員から各省庁についての御質問あるいは御要望等の御発言もあったように思いましたが、各省庁から何か答えられる点があればこの点も御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。恐縮ですけれども、オンラインでの御参加の方はオンライン上で挙手いただきます。

それでは、法務省ですか。お願いいたします。

○法務省（小草）　法務省大臣官房司法法制部の小草と申します。よろしくお願いします。

私からは、サービサー法を所管する立場から２点ほど申し上げさせていただきます。

まず１点目ですが、内田構成員から司法書士の統一基準の尊重について御意見をいただきました。

御承知のとおり、任意整理の和解に応じるか否か及びいかなる内容の和解をするかは基本的には当事者の意思に委ねられるところです。そのため、一方の当事者である債権管理回収業者に対し、御指摘のような基準を尊重するよう指導監督することに難しい面がある

ことは御理解いただきたいと思います。

もっとも、サービサーにおいて過酷な取り立て等がなされないようにすることは重要であると考えておりまして、全国サービサー協会の定める自主規制においても、サービサーは債務者等の事業、または経済生活に著しい支障が生じないよう、可能な限りの配慮をすることとされているところです。

いずれにしても、本日いただいた御意見につきましては全国サービサー協会との意見交換の場を通じて協会側にお伝えするようにしたいと考えております。

それからもう一点、髙橋構成員及び内田構成員から時効完成後の債権回収の問題について御意見をいただきました。

まず、お尋ねのあった実態把握の点については、法務省は事業報告書の精査や定期的な立入検査等により債権回収会社の実情の把握に努めております。また、法務省では法務省の債権回収会社、サービサーに関する制度のホームページにおいて債務者等からの苦情、問合せを受け付けています。

法規制の点についてですが、民法上、時効完成後の債権については時効の援用がない限り管理回収を行うことが可能であり、また、時効完成後に債権譲渡を行うことについても可能であることから、御指摘のような民法上適法な行為についてサービサー関連法令で規制を設けることについては慎重な検討が必要であると考えています。

もっとも、サービサー業者において消滅時効期間が経過しているにもかかわらず、あたかも経過していないかのような欺罔を用いるなど、偽りその他不正の手段を用いた場合には、債権管理回収業に関する特別措置法第18条第４項の規定に抵触し、業務改善命令や業務停止命令等の対象となり得ます。

法務省としては、このような場合を含め、サービサー業者の不適正事案を把握した場合には必要な指導等を行っているところであり、サービサー業者が同項をはじめ、同法に違反した不適切な債権の管理回収を行うことがないよう、今後も適切に指導監督をしてまいりたいと思います。

また、こちらの御意見につきましても、全国サービサー協会との意見交換会の場を通じて協会側にお伝えするようにしたいと考えております。

以上です。

○山本座長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。会場の方は挙手をいただければ、事務局から私に御連絡いただくことになっておりますけれども、いかがでしょうか。

竹島正構成員、お願いいたします。

○竹島（正）構成員　ここから議論したいわけではないのですけれども、最近経験していることとしてAI相談を利用する方が増えています。ところが、AI相談を利用するのはいいんだけれども、AI相談は相談者に共感するというアプローチを取るものですから、実際に対面に行ってほしいところが逆に遠ざかったりする事例があります。AI相談が実際に広が

っているという現実を踏まえて、相談をどういうふうに進めやすくするかということはどこかで議論できたらと思っておりますので、追加させていただきます。
○山本座長　ありがとうございました。AIの問題はいろいろなところで出ておりますが、確かにいろいろな報道でもそういうお話は出ていますので重要な問題の御指摘かと思います。
ほかにいかがでしょうか。
坪田構成員、お願いいたします。
○坪田構成員　ありがとうございます。
今のAIに関連しまして、やはり消費生活相談でも同じようなことがございます。これまではSNSを見たりしてとんでもないところに相談をしてしまうことがあったのですが、今度はAIに相談をするということも出てきております。それをどうするかということもありますが、その前に先ほど申し上げたようにひとり親の方で生活に困っているとか、若い方でバイト収入がなくなってしまったとか、そういう方が相談をする窓口、実際は自治体にもひとり親支援ですとか就労支援というものがあるわけですから、そういったものをもっと知っていただきたいと思いますので、より一層連携が必要だと感じております。
以上です。
○山本座長　ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
では、金融庁からお願いします。
○金融庁（松村）　金融庁貸金業室から御発言させていただきます。
内田構成員から、司法書士による任意整理統一基準の尊重について御発言がございました。これまでの本懇談会におきましても、今回と同趣旨の御要望を頂戴しているところでございます。金融庁といたしましては、これまでも貸金業者を監督する財務局でありますとか、あるいは都道府県に対しまして貸金業者監督者会議というものをやっておりますけれども、その場で統一基準の内容を周知するということ、あるいは問題となる事案がございましたら金融庁に報告するようにお願いをしているところでございまして、今般の御意見につきましてもそれぞれの監督機関に伝達させていただきまして、必要に応じて適切に指導監督してまいりたいと考えております。
あとは、髙橋構成員から時効完成後の債権回収の問題という御発言をいただきました。構成員から御指摘をいただきました実態把握につきまして、金融庁といたしましては、これも先ほど申し上げました財務局と都道府県の監督者との間で開催しております監督者会議におきまして、今回このような御意見をいただいたということを周知いたしまして、その会議の中で監督機関から問題となるような事案が発生をしている状況が認められるのかという点について報告を受けることを検討してまいりたいと思っております。
また、もし貸金業者におきまして御指摘のような行為を行っていることを把握した際には改善を求めるなど、適切に対応してまいりたいと思いますし、引き続き問題となるよう

な事案が発生している状況が認められるということになりましたら、監督指針の整備というものも検討いたしたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本座長　ありがとうございました。

ほかに御発言希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、既に所定の時間も過ぎておりますので、意見交換はこの程度で終了させていただきたいと思います。

委員の皆様からいただきました御意見、御指摘については今、各省庁からもございましたけれども、関係省庁等において御活用いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上としたいと思いますが、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○金融庁（松村）　山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。

また、いただきました御意見、御指摘を踏まえまして、我々としても今後の取組をしっかりと進めてまいりたいと存じております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山本座長　それでは、これにて「多重債務問題対策推進懇談会」を終了させていただきます。

私の不手際で時間を超過してしまいましたが、熱心な御議論、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。